

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 259
- 医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 260
- 指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 261
- 指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 262
- 施術者の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 263
- 介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 264
- 指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 266
- 指定介護機関からの変更及び休止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 268

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】 270
- 大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧（2件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 271

北九州市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6764	楠橋楠 北1号 線	前	北九州市八幡西区大字楠 橋6051番地先から 北九州市八幡西区大字楠 橋4683番まで	45.8 } 55.4	21.5
		後	北九州市八幡西区大字楠 橋6051番地先から 北九州市八幡西区大字楠 橋6052番地先まで	45.8 } 56.4	

北九州市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人田中あきら内科クリニック	北九州市門司区本町2番10号サンリヤン門司港2F	平成25年12月1日
てつおうクリニック	北九州市八幡西区相生町9番5号	平成25年12月1日
みさご内科クリニック	北九州市八幡西区陣原三丁目23番9号	平成25年12月1日
小倉めんたるクリニック	北九州市小倉北区魚町二丁目4番11号	平成25年12月1日

2 調剤

名 称	所 在 地	指定年月日
アール薬局	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目13番33号	平成26年1月1日
大信薬局足立店	北九州市小倉北区足立三丁目3番17号	平成25年12月1日

3 訪問看護

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションプーラビダ折尾	北九州市八幡西区光明二丁目7番25号	平成26年1月1日

北九州市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
田中あきら内科クリニック	北九州市門司区本町2番10号サンリヤン門司港2F	平成25年11月30日
えがみクリニック	北九州市小倉南区沼緑町一丁目20番18号	平成26年1月14日
てつおうクリニック	北九州市八幡西区相生町9番5号	平成25年11月30日
みさご内科クリニック	北九州市八幡西区陣原三丁目23番9号	平成25年11月30日
小倉めんたるクリニック	北九州市小倉北区魚町二丁目4番11号	平成25年11月30日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
藤岡歯科医院	北九州市小倉北区熊谷四丁目4番13号	平成25年12月31日
宮田歯科診療所	北九州市小倉北区黒住町3番1号	平成25年12月31日

北九州市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 名称の変更

診療所

名 称		所 在 地	変更年月日
変更前	医療法人大郷内科 クリニック	北九州市小倉北区真鶴 一丁目4番12号	平成26年1 月1日
変更後	医療法人おおごう 会大郷内科クリニ ック		

2 所在地の変更

(1) 歯科

名 称	所 在 地		変更年月日
こにし歯科医院	変更前	北九州市八幡東区昭和 一丁目2番26号	平成26年 1月1日
	変更後	北九州市八幡東区石坪 町1番9号	
おおなり歯科医院	変更前	北九州市八幡西区萩原 一丁目1番55-20 5号	平成26年 1月6日
	変更後	北九州市八幡西区萩原 一丁目2番37号	
石橋歯科医院	変更前	北九州市八幡西区三ヶ 森二丁目10番3号	平成15年 8月18日
	変更後	北九州市八幡西区三ヶ 森二丁目10番12号	

(2) 訪問看護

名 称	所 在 地		変更年月日
株式会社楽々サービ ス訪問看護ステーシ ョン楽々	変更前	北九州市小倉北区木町 三丁目13番17-1 02号	平成25年 4月1日
	変更後	北九州市小倉南区志井 六丁目2番5号	

北九州市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する施術者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

柔道整復師

代表施術者氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松原 節子	梅の花整骨院	北九州市小倉北区下 到津四丁目8番3号	平成26年1月 10日

北九州市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	指定年月日
医療法人おおごう会 北九州市小倉北区 清水五丁目11番 35号	ヘルパーステーションゆ〜じん 北九州市小倉北区 清水五丁目11番 35号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 1月1日
医療法人おおごう会 北九州市小倉北区 清水五丁目11番 35号	デイサービスセンターゆ〜じん 北九州市小倉北区 清水五丁目11番 35号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月1日
医療法人心愛 北九州市小倉北区 熊谷二丁目1番4 号	グループホーム秋桜 北九州市小倉北区 上富野四丁目3番 8号	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護	平成25年 11月1日
医療法人広正会廣 澤医院 北九州市若松区童 子丸二丁目2番2 3号	介護老人保健施設 グリーンライフ 北九州市若松区童 子丸二丁目7番7 号	介護予防通所リハ ビリテーション	平成25年 12月18 日
医療法人晃輝会 北九州市八幡西区 相生町9番5号	てつおうクリニッ ク 北九州市八幡西区 相生町9番5号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 12月1日
医療法人あすなろ 内科クリニック 北九州市小倉北区 下富野五丁目26 番28号	医療法人あすなろ 内科クリニック 北九州市小倉北区 下富野五丁目26 番28号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 12月20 日
プーラビダ株式会 社 北九州市八幡西区 光明二丁目7番2	訪問看護ステーシ ョンプーラビダ折 尾 北九州市八幡西区	訪問看護 介護予防訪問看護	平成26年 1月1日

5号	光明二丁目7番2 5号		
あい輪苑株式会社 北九州市八幡東区 大蔵二丁目17番 1-701号	ヘルパーステーションあい輪苑 北九州市八幡東区 大蔵二丁目17番 1-701号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 1月7日

北九州市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	廃止年月日
藤岡歯科医院 北九州市小倉北区 熊谷四丁目4番1 3号	藤岡歯科医院 北九州市小倉北区 熊谷四丁目4番1 3号	訪問看護 訪問リハビリテー ション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成25年 12月31 日
宮田歯科診療所 北九州市小倉北区 黒住町3番1号	宮田歯科診療所 北九州市小倉北区 黒住町3番1号	訪問看護 訪問リハビリテー ション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成25年 12月31 日
医療法人大郷内科 クリニック 北九州市小倉北区 清水三丁目13番 38号	ヘルパーステーシ ョンゆ〜じん 北九州市小倉北区 清水三丁目9番8 号ウイングビル2 階	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 12月31 日
有限会社ねむの郷 北九州市小倉北区 清水五丁目11番 35号	デイサービスセン ターゆ〜じん 北九州市小倉北区 清水五丁目11番 35号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 12月31 日
株式会社とみしげ 内装 北九州市小倉北区	株式会社とみしげ 内装グループホー ム秋桜	認知症共同生活介 護 介護予防認知症共	平成25年 10月31 日

上富野四丁目3番 8号	北九州市小倉北区 上富野四丁目3番 8号	同生活介護 居宅介護支援	
北九州市小倉南区 沼緑町一丁目20 番18号 えがみクリニック	北九州市小倉南区 沼緑町一丁目20 番18号 えがみクリニック	訪問看護 訪問リハビリテー ション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成26年 1月14日
北九州市八幡西区 相生町9番5号 てつおうクリニッ ク	北九州市八幡西区 相生町9番5号 てつおうクリニッ ク	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 11月30 日

北九州市告示第47号

生活保護法（平成25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から変更及び休止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開設者の変更

名称		事業所の名称	施設又は事業の種類	変更年月日
変更前	医療法人大郷内科クリニック	デイサービスセンターあんずの郷	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月1日
変更後	医療法人おおごう会			
変更前	医療法人大郷内科クリニック	デイサービスセンターシュポール	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月1日
変更後	医療法人おおごう会			

2 事業所の所在地の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
らいむヘルパー ステーション	変更前	北九州市若松区老松二丁目5番1号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 1月8日
	変更後	北九州市若松区大井戸町12番8号		
こにし歯科医院	変更前	北九州市八幡東区昭和一丁目2番26号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成26年 1月1日
	変更後	北九州市八幡東区石坪町1番9号		

おおなり歯科医院	変更前	北九州市八幡 西区萩原一丁 目1番55- 205号	訪問看護 訪問リハビリテ- ーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月6日
	変更後	北九州市八幡 西区萩原一丁 目2番37号	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ ビリテーション	
石橋歯科医院	変更前	北九州市八幡 西区三ヶ森二 丁目10番3 号	訪問看護 訪問リハビリテ- ーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成15年 8月18日
	変更後	北九州市八幡 西区三ヶ森二 丁目10番1 2号	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ ビリテーション	

3 事業所の休止

名称	所在地	施設又は事業の種 類	休止年月日
ケアプランヒュー ーマン	北九州市小倉南区中 曾根東二丁目10番 5号	居宅介護支援	平成25年 12月1日

北九州市公告第87号

一般競争入札により、リサイクル作業服の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月10日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び 予定数量	リサイクル男子作業服上 740着 リサイクル男子作業服下 902着 リサイクル男子夏シャツ 1,008着 リサイクル女子作業服上 54着 リサイクル女子作業服下 75着 リサイクル女子夏シャツ 82着
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	納入場所	北九州市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成23年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成26年3月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成26年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成26年3月3日から同月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月11日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成26年3月11日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方式	入札は予定数量に1着当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1着当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 契約の締結	この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市はこの契約を締結しないことによる補償は、行わない。	
11 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 （3） この入札に係る競争参加申請確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第 89 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出があったので、同条第 3 項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成 26 年 2 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン黒崎

北九州市八幡西区西曲里町 4 番 1

2 意見者

北九州市立熊西小学校父母教師会

3 提出された意見の概要

（1） 駐車場等交通に関する意見

南側（熊西小学校側）出口の完全撤廃

小学校児童の下校道と対峙しており、道幅も狭く、急な発進も危惧されるため、撤廃を求める。

（2） 騒音に関する意見

荷捌きの場所の変更

小学校側が荷捌きの予定とされているため、瞬間的騒音や校舎に反射しての騒音の増大、授業中の窓の開放などのため、授業に差し障りがあると危惧されるため、設置場所について再考願いたい。

（3） 廃棄物に関する意見

廃棄物設置場所の変更

小学校側に予定されている廃棄物集積所について、臭いが学校に到達することが危惧される。また、小学校の給食調理室が（仮称）イオンタウン黒崎側にあるため、廃棄物設置場所の配置について再考願いたい。

（4） その他の意見

アミューズメントの設置予定について、小学校の前であること、昨今の校区内の状況（乗り捨ての自転車、公園での壁の落書き等）からも、青少年の育成に悪影響を与えたり、たむろしやすくなるようなアミューズメントの設置については十分に配慮願いたい。

4 縦覧場所

（1） 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

（2） 北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成26年2月10日から平成26年3月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

北九州市公告第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス学研西店

北九州市若松区大字小敷北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行地区内170街区1・2

2 意見者

本人申出により公表しない。

3 提出された意見の概要

（1） 駐車場等交通に関する意見

出入口NO. 2にドライバーに注意を促すような標識やミラーの取り付け、一般道及び駐車場出入口道路の色を警戒色にし、下校時刻及び土日や夏休み等は警備員を配置するなどの安全対策を願いたい。

（2） 騒音に関する意見

子どもたちの「成長・育成」や地域住民の快適に暮らせる環境、周辺地域の生活環境の悪化の防止のためにも、エンジンのかけっぱなしや空ぶかし禁止、スピード制限等の注意書き看板の設置や出入口NO. 2は20時に閉め、照明を暗くし、交通量を確実に減らすよう対策をお願いする。

（3） その他の意見

「安心・安全・快適に暮らせる、まち」にするため、周辺地域の生活環境の悪化の防止のため、最良な対策をお願いする。

4 縦覧場所

（1） 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

（2） 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成26年2月10日から平成26年3月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで